

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	松原市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	松原市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成を受ける子ども及びその保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年6月29日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	23
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%BE%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%8
12. 委任関係	▼

執行機関名 松原市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭)に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第14号) ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年規則第26号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ロ	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ1	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ2	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		